

令和7年度森林整備技術研修のご案内

- 県が発注する森林整備事業（治山事業（保安林整備等）、いわて環境の森整備事業及び県有林事業）については、指名競争入札制度を導入し、事業を行っています。
- この指名競争入札制度の導入に当たって、入札の参加資格基準は、「森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札に参加しようとする者の指名競争入札参加資格基準及び森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間」（平成19年岩手県告示第42号）により、以下のとおりとしています。

【指名競争入札参加資格基準】

- 1 県内に事業所を有する法人又は個人であること。
 - 2 個人にあつては、岩手県知事が認定した認定事業主であること。
 - 3 県税の滞納がないこと。
 - 4 次のいずれかに該当する者を有していること。
 - ① 技術士（森林部門）登録者
 - ② 林業技士登録者
 - ③ 林業作業士認定者
 - ④ 林業普及指導員又は林業専門技術員資格試験合格者（岩手県知事が実施した林業改良指導員合格者は除く）
 - ⑤ **岩手県が実施する森林整備技術研修の修了者**
- この制度の導入に当たり、県では、広く森林整備事業を行う事業者が参加できるよう、一定の条件を有している者を対象に「**森林整備技術研修**」を実施しています。
 - つきましては、今年度の研修を別添「令和7年度森林整備技術研修実施要領」により実施しますので、ご案内します。

（※ 既に、「技術士」、「林業技士」、「林業作業士」、「林業普及指導員等」の資格を有している方は、入札参加基準を満たしておりますので、本研修の受講を要するものではありません。）